

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府 令〕

○健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府一）

〔告 示〕

○東経百五十度の対地静止衛星軌道における電気通信業務用人工衛星局の免許の申請期間等に関する件（総務一〇）

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委二）

○保安林の指定をする件（農林水産二五〇三九）

○保安林の指定を解除する件（同四〇〇四二）

○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（国土交通一七）

○直轄砂防工事を施行する件（同一八）

○航路標識に関する件（海上保安庁八、九）

○道路に関する件（九州地方整備局一）

〔人事異動〕

内閣 内閣府 法務省 公安調査庁 財務省 環境省

〔官庁報告〕

官庁事項

移動受信信用地上基幹放送（九九MHzを超え一〇三・五MHz以下の周波数を使用し、東北広域圏（基幹放送普及計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十号）第3の1（1）エにおける区域をいう。）を放送対象地域とするものに限る。以下同じ。）の業務の認定申請受付について（総務省）

吉井川水系河川整備計画【国管理区間】の策定について（中国地方整備局）

文 教
日本学士院会員候補者の推薦について（日本学士院）

〔公 告〕

諸事項

官庁

財団関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
会社その他

府 令

○内閣府令第一号

健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第二十六条第一項の規定に基づき、健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十年一月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成二十一年内閣府令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
<p>（審査）</p> <p>第四条 前条に規定する書類が提出された場合、内閣総理大臣は、特定保健用食品の安全性及び効果について、食品安全委員会（安全性に係るものに限る。）及び消費者委員会の意見を聴くものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>一 規格基準型（消費者庁長官が法第二十六條第一項の許可を行った特定保健用食品のうち、その安全性及び効果について十分に知見が得られており、かつ同一の分類に属する特定保健用食品が多数存在するものをいう。）に係る申請の場合</p> <p>二 再許可（消費者庁長官が法第二十六條第一項の許可を行った特定保健用食品に軽微な変更をするものをいう。）に係る申請の場合</p> <p>三 食品安全委員会が食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）第十一条第一項第一号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないことを認め、消費者委員会が特定保健用食品の安全性及び効果の審査を行う必要がないと認める場合</p> <p>2 〔略〕</p> <p>（再審査）</p> <p>第五条 〔略〕</p>	<p>（審査）</p> <p>第四条 前条に規定する書類が提出された場合、内閣総理大臣は、特定保健用食品の安全性及び効果について、食品安全委員会（安全性に係るものに限る。）及び消費者委員会の意見を聴くものとする。</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>2 〔再審査〕</p> <p>第五条 〔同上〕</p>

3 消費者庁長官は、前項の意見を踏まえ、再審査を行い、必要に応じ、当該特定保健用食品に係る法第二十六条第一項の許可を法第二十八条第三号の規定により取り消すものとする。

第六条 第四条第二項及び前条の規定は、法第二十九条第一項の承認について準用する。この場合において、第四条第二項及び前条中「法第二十六条第一項の許可」とあるのは「法第二十九条第一項の承認」と、前条第二項中「法第二十八条第三号」とあるのは「法第二十九条第二項で準用する法第二十八条第三号」と読み替えるものとする。

3 消費者庁長官は、前項の意見を踏まえ、再審査を行い、必要に応じ、当該特定保健用食品に係る法第二十六条第一項の許可を法第二十八条第三項の規定により取り消すものとする。

第六条 第四条第二項及び前条の規定は、法第二十九条第一項の承認について準用する。この場合において、第四条第二項及び前条中「法第二十六条第一項の許可」とあるのは「法第二十九条第一項の承認」と、前条第二項中「法第二十八条第三項」とあるのは「法第二十九条第二項で準用する法第二十八条第三項」と読み替えるものとする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則 この府令は、公布の日から施行する。

告示

○総務省告示第十号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第六條第七項の規定に基づき、同項第三号に掲げる無線局の免許の申請期間等をおのり公示する。
平成三十年一月十一日

総務大臣臨時代理

国務大臣 梶山 弘志

一 申請期間

平成三十年一月十二日（金）八時三十分から平成三十年二月十三日（火）十七時までの間

二 無線局の無線設備の設置場所とすることができる区域の範囲
対地静止衛星軌道 東経百五十度±0.一度

三 使用する周波数
一・二・GHzを超え一・七五GHz以下

四 その他免許の申請に資する事項
同一軌道位置において、既に免許を受け運用している人工衛星局が存在することから、三に規定する周波数の電波の一部につき、使用できないことがある。

五 申請書の提出場所
申請者の住所を管轄する、総合通信局又は沖縄総合通信事務所

繩総合通信事務所

六 問合せ先

総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課衛星事業係 電話〇三（五二五三）五九〇一

○政治資金適正化委員会告示第三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。
平成三十年一月十一日

政治資金適正化委員会委員長 伊藤 鉄男

登録番号 登録年月日 氏名

五三六二 二九、一一、一三 伊藤 富康

五三六三 二九、一一、一三 新井久美子

五三六四 二九、一一、一三 細名 洋平

○農林水産省告示第二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成三十年一月十一日

農林水産大臣 齋藤 健

保安林の所在場所 福岡県八女市矢部村北矢部字駄羅迫四三五九の一、字赤谷九七四三、字ワタウチ一〇二三六、字大園一〇六九六、一〇六九七、一〇七〇八、字高取上一一七四九、字鶴ノ上一二六六六の一

二 指定の目的 水源の涵養

指定の目的 水源の涵養

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(次のとおり)は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成三十年一月十一日

農林水産大臣 齋藤 健

保安林の所在場所 福岡県北九州市小倉南区大字貫字引尾二九二三の四、字裏山三八三三の三六

指定の目的 土砂の流出の防備

指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(次のとおり)は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成三十年一月十一日

農林水産大臣 齋藤 健

保安林の所在場所 愛媛県北宇和郡鬼北町大字父野川中一三〇七、一三〇八、一三一七、一三二二から一三二五まで

指定の目的 水源の涵養

指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字父野川中一三〇七・一三〇八・一三一七・一三二二・一三二五（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(次の図)及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び鬼北町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成三十年一月十一日

農林水産大臣 齋藤 健

保安林の所在場所 福岡県八女市星野村字松葉迫一八六六

指定の目的 土砂の流出の防備

指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(次の図)及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び鬼北町役場に備え置いて縦覧に供する。